

用語の解説

人口動態統計

1 出 産

出生に死産を加えたものをいう。

2 低体重児

2,500g 未満の出生児をいう。

3 自然増加

出生数から死亡数を減じたものをいう。

4 乳児死亡

生後 1 年未満の死亡をいう。

5 新生児死亡

生後 4 週未満の死亡をいう。

6 早期新生児死亡

生後 1 週未満の死亡をいう。

7 死 産

妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後における死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

8 周産期死亡

妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

9 妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満 42 日未満（昭和 53 年までは「産後 90 日以内」、昭和 54 年から平成 6 年までは「分娩後 42 日以内」としている）の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

10 合計特殊出生率

女子（この場合、15～49 歳）の各年齢別出生率を合計した数値である。

その年次の年齢別出生状態を 1 人の女性の生涯に当てはめ、一生の間に生む子供の平均人数を理論的に表したものである。合計特殊出生率が 2.07（人口置換水準）を割り込むと人口は減少する。

医 療

1 医療施設の種類

- 病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
- 一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
- 歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

2 病院の種類

- 精神科病院 精神病床のみを有する病院
- 結核療養所 結核病床のみを有する病院
(埼玉県には、平成 23 年 10 月 1 日現在なし)
- 一 般 病 院 上記以外の病院
- 地域医療支援病院
他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（医療法第 4 条）
- 医 育 機 関 学校教育法において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所付属病院も含む。

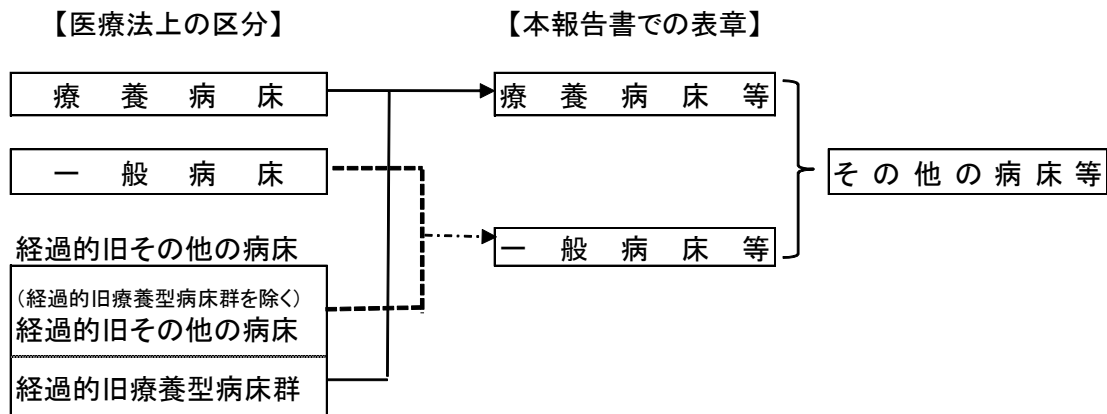
3 病床の種類

病床の種別は、従来「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」及び「その他の病床（通称：一般病床）」の 4 種とされていたが、平成 13 年 3 月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床（療養型病床群を含む。）」は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成 15 年 9 月から、「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」の 5 種に改められた。

- 精 神 病 床 精神疾患を有する者を入院させるための病床
- 感 染 症 病 床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床
- 結 核 病 床 結核の患者を入院させるための病床
- 療 養 病 床 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させ

るための病床

- 一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
- 経過的其他の病床 旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第141号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成15年8月までの経過措置）
- 経過的其他の療養型病床群 「経過的其他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成15年8月までの経過措置）
- その他の病床等 療養病床、一般病床及び経過的其他の病床（経過的其他の療養型病床群を含む。）
- 一般病床等 一般病床及び経過的其他の療養型病床群を除く経過的其他の病床
- 療養病床等 療養病床及び経過的其他の療養型病床群



4 在院患者

24時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

5 新入院患者・退院患者

新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

6 外来患者

新来・再来・往診・巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

7 従事者

有給、無給にかかわらず、10月1日24時現在に在籍する者をいう。